

平成20年5月1日から

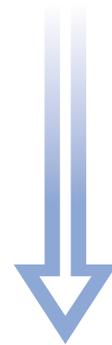
# 戸籍の窓口での 「本人確認」が 法律上のルールになりました

戸籍法の一部を改正する法律（H19.5.11公布、H20.5.1施行）により、戸籍に関する交付・申請の際には「運転免許証」「写真付き住民基本台帳カード」などの証明書による「本人確認」が法律上のルールになりました。

## 戸籍証明書、住民票の謄本、 抄本がほしいのですが・・・

### 「本人確認」を行います

- 窓口に来られた方について、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類の提示により、確認を行います。
- 代理人や使いの人については、さらに委任状などの書面により、代理権限の確認も行います。
- 郵送では、本人確認書類の写しを同封し、返送先は現住所としてください。



### 戸籍証明書を利用する正当な理由を明示してください

（戸籍に記載されている人、またはその配偶者、直系の親族については不要です。）



### 制裁の強化

偽りその他の不正な手段によって戸籍証明書の交付を受けた者は、**刑罰**（30万円以下の罰金）が科されます。

# 戸籍の届け出をしたいのですが・・・

(養子縁組、協議離婚、婚姻、協議離婚または認知の届出)



## 「本人確認」を行います

窓口に来られた方について、「本人確認」を行います。「本人確認」の方法は、戸籍証明書の交付請求の場合と同様です。



## 「通知」を行います

窓口に来られた方が、縁組などの本人であると確認できなかった場合には、縁組などの届出が受理されたことを本人に通知します。



## 「不受理申出」を受け付けます

自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、縁組などの届出を受理しないよう、あらかじめ市区町村長に申出することができます。

不受理申出およびその取り下げは、市区町村の窓口で行ってください。その際、「本人確認」を行います。

住民基本台帳カードの  
交付手数料が  
無料になりました

☆住民基本台帳カードとは

住民基本台帳カードは、住民基本台帳ネットワークシステムのサービスの一環として、市町村から希望者に交付されるもので、住民票に記載された氏名などが記録されたカードです。

高度なセキュリティを備えたICカードで、次の2種類があります。

- 1 写真付き(氏名・住所・生年月日・性別が記載されます。)
- 2 写真なし(氏名のみが記載されます。)

住民基本台帳カードの有効期限は10年ですが、転出などで利用することができなくなります。

顔写真付き身分証明を持っている人は、ぜひこの機会に取得することを勧めします。(平成23年3月31日まで無料)



※なお、本人確認の詳細などについては、町民生活課町民サービス室 ☎54-3111 (内線146、147) にお問合せください。